

しんくみ関西健康保険組合 理事長 殿

## 失業給付受給に関する誓約書

健康保険の被扶養者申請にあたり、自己都合による退職のため、雇用保険失業給付の待期・給付制限期間については被扶養者申請を行いますが、受給開始にあたっては下記のとおり誓約いたします。

### 記

1. 雇用保険の失業給付の受給開始後、速やかに被扶養者資格削除の手続きを行い、保険証を返却します。
2. 失業給付の受給期間中に「しんくみ関西健康保険組合」の保険証を使用した場合は、医療費を全額返還します。
3. 手続きが遅延した場合は、受給開始日まで遡って被扶養者資格の削除を行って構いません。
4. 待期・給付制限期間中に就業を開始した場合は、速やかに被扶養者資格削除の手続きを行います。または、扶養基準内の収入の場合は、扶養継続の再審査のため収入見込がわかる書類を提出します。

平成 年 月 日

被保険者証 記号 \_\_\_\_\_

番号 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

被保険者氏名（自署） \_\_\_\_\_ (印)

申請するご家族の氏名 \_\_\_\_\_